

## 実施要領

### 1 実施日程及び実施場所

実施予定時期は、令和3年度は契約締結日から令和4年1月末までとする。

令和4年度以降の日程については、前年度の2月中に協議すること。

※詳細の実施日程は、別途協議のうえ決定する。

実施会場については、当該受注者の指定する施設（大阪市内に限る。）とすること。

### 2 受付及び実施時間

受診日：平日（月曜日から金曜日）とする。ただし、平日以外に受診可能な日がある場合、  
受診日として発注者に報告すること。

受診時間：原則、午前9時から開始することとし、午後5時30分までに終了させることとする。ただし、発注者の都合により、受診時間を受注者と別途協議のうえ変更することがある。

### 3 対象者数（対象者数は概数であり、発注者の都合により増減することがある。）

(1) 雇入れ時健康診断：約6人※ ※令和3年度予定人数

(2) 定期健康診断：約145人※

詳細：第1種定期健康診断 約19人※

第2種定期健康診断 約126人※

### 4 対象者の通知

健康診断等の対象者については、「健康診断等対象者データ受渡仕様書」（A-9）のとおり、  
発注者から受注者へデータを引き渡す。

### 5 事前配付物

(1) 受注者は、所属コード・所属名・職員番号・氏名（外字についてはカナで表示）・性別（1：男、2：女）・年齢・生年月日・受診日及び「定期健康診断等結果データ受渡仕様書（A-10）」の項目等を印字した受診票を用意し、健康診断開始の1週間前までに所属先へ納入するものとする。

※受診票の規格：A3版（両面印刷）

※受診票は、事前に発注者が記載内容等について確認する場合がある。

※受診票には、「ご自身の事情により本機構が指定した定期健康診断を受診されなかった場合や法定項目のうち一部の検査を省略された場合は、医療機関や他の健診機関等で実施した検査の結果を提出していただく必要があります。その際には、本機構が指定した報告書に検査結果の記入及び医師の証明をもらったうえで提出してください。なお、医療機関等での受診及び当該報告書作成にかかる費用は自己負担となりますのでご了承ください。」

「健康診断結果については重要な個人情報ですので、本人への通知、事後措置、就業判定、職員の健康管理事業、健康増進のための疫学的調査、結果解析のための保険統計資料の作

成・学術研究での使用（個人が特定できない状態で利用）、及び、医療保険者が実施する保険事業以外の目的には利用しません。」と明記すること。

- (2) 受注者は、健康診断等の実施当日に採尿が困難な対象者に必要な検体容器を、健康診断開始の2週間前までに所属先に納入するものとする。なお、必要個数については別途発注者より受注者へ通知する。また、月経等で採尿が難しい場合は検診日より1週間後までに該当本人から持参又は郵送にて提出も可とする。
- (3) 受注者が印字した受診票の納入は、所属コードごとにまとめ「各所属健康診断一覧」(A-2)の所属コードで指定する所属先に行くこと。なお、「各所属健康診断一覧」(A-2)に指定する所属以外に納入が必要な場合は、別途協議のうえ決定する。
- (4) 納入にあたっては、事前に発注者と納入日を調整すること。

## 6 受付対応

- (1) 受付はプライバシーに配慮するため1人ずつ行い、受付待ちの列との距離をとること。
- (2) 受診票の問診項目に記載漏れや記載誤りが無いか確認すること。
- (3) 未印字の受診票を受付に備え付け、受診者が受診票を持参しなかった場合は、これを使用すること。
- (4) 受診番号を付番すること。付番方法は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (5) 食事の有無については、食後経過時間を必ず聴取のうえ記入し、食後10時間未満の場合は「食事あり」とすること。
- (6) 各検査において、受診者の都合により検査を省略した対象者については、「医療機関等での健康診断結果報告書」(A-6)を、また胸部X線検査において受診者の都合により検査を省略した対象者については、「医療機関等での胸部X線検査等結果報告書」(A-7)をその場で手渡し、別途結果を提出する必要がある旨申し添えること。

## 7 検査順序及び検査方法

「健康診断各検査順序及び検査方法」(A-3)に規定する検査順序および検査方法に従い行うこと。ただし、健康診断等会場の状況に応じて順序を入れ替えるなどして、受診者がスムーズに受診できるようにすること。また、本仕様書実施要領内「9 判定方法」による判定ができるよう検査を行うこと。

※各検査等については、精度管理（内部精度管理及び外部精度管理）を行うように努めること。このうち外部精度管理については、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、必要な外部精度管理を実施するように努めること。

## 8 実施

- (1) 健康診断等がスムーズに行われるようスタッフを配置すること。
- (2) 受付開始15分前には会場準備が完了していること。
- (3) 健康診断等の当日は、実施前に機器等が正常に作動するかの確認をすること。
- (4) プライバシー等に十分配慮すること。
- (5) 女性が受診する際は特に配慮すること。

- (6) 障がい等のある職員が受診する際は特に配慮すること。
- (7) 心電図の要否判定理由が分かるように、心電図検査欄に記載すること。
- (8) 心電図検査の要否については、都度、医師から受診者に説明すること。
- (9) 健康診断等の各日終了後、1週間以内に健康診断等の実施状況（受診者数・一部検査未受診者数・特記事項等）を「健康診断等日次報告書」（A-8）にて必ず報告すること。
- (10) トラブル等が発生した場合には、内容を問わず発注者に連絡し、「健康診断等日次報告書」（A-8）の特記事項に記入のうえ、必ず報告すること。また、トラブルの対応についてはトラブル発生後早急に発注者と協議し、適切な措置を講じること。
- (11) 健康診断実施会場において感染症対策を講じること。
- (12) 補聴器使用者についても健常者と同様の検査を行い「健康診断等日次報告書」（A-8）にて補聴器使用と記入すること。ただし、補聴器使用者が検査を省略したいと申し出た場合は、その限りではない。
- (13) 診察医は診察場面において適切な事項を指導すること。
- (14) 検査に適した検査着等を用意すること。
- (15) データはすべての項目がそろってから納品すること。各検査において、受診者の都合により検査を省略した対象者については、「医療機関等での健康診断結果報告書」（A-6）を、また、胸部X線検査のみを受診者の都合により省略した対象者については、「医療機関等での胸部X線検査等結果報告書」（A-7）を手渡すとともに、別途結果を提出する必要がある旨案内し、「健康診断等日次報告書」（A-8）の特記事項に記入すること。

## 9 判定方法

「定期健康診断判定基準表」（A-4）、「VDT判定基準表」（A-5）のとおり。  
X線の読影は受診票の問診項目（既往歴・現病歴）を確認のうえ実施すること。

## 10 事後措置

### (1) 緊急連絡について

対象者の抽出は受注者の基準に基づき行い、「健康診断等日次報告書」（A-8）に記載すること。また、検査データ確認後に緊急連絡が必要な場合は、速やかに「健康診断等日次報告書」（A-8）により発注者へ連絡すること。

※心電図で緊急連絡対象者となった場合は、上記と併せて対象者の心電図波形の写しを封筒（該当者の所属・職員番号・氏名を表書きしたもの）に入れて発注者に引き渡すこと。

※胸部X線で緊急連絡対象者となった場合は、上記と併せて対象者のX線データ（直接撮影の場合はフィルム）及び医師による紹介状を発注者に引き渡すこと。

### (2) 心電図検査について

受注者は、医師の判断に基づき心電図の判定が「C」（要精密検査）及び「D」（要受診）の者について、心電図波形の写しを封筒（該当者の所属・職員番号・氏名を表書きしたもの）に入れて、結果通知書とあわせて発注者へ引き渡すこと。ただし、上記(1)で心電図波形の写しを引き渡した者は、結果通知書のみを引き渡すこと。

## 11 結果通知書

## (1) 作成

受注者は、健康診断等結果を受診対象者に通知するための結果通知書を作成すること。様式は特に指定しないが、次のア〜クの項目を踏まえて作成すること。

ア 所属コード・所属名・職員番号・氏名・受診年月日・各検査項目にかかる結果数値を印字すること。

イ 各検査項目における発注者が指定する基準値を印字することとし、結果数値が基準値外の場合には結果数値の前後に異常値を示す表記を行い、「定期健康診断判定基準表」(A-4)に記載する結果数値にかかる指導事項を記載すること。

ウ 「検査値の経年変化を知ることは、健康管理にとって重要なことです。健康診断結果後の保健指導等で使用することがありますので、この通知書は大事に保管してください。」と明記すること。

エ 定期健康診断については、食事の有無を記載すること。

オ 各検査項目の説明を記載すること。

カ 作成した結果通知書については、事前にサンプルを発注者に提出し、必要があれば修正を行うこと。

キ 結果通知書の内容が他に漏洩しないよう封筒を作成する等の措置をとること。封筒には、封入後受診対象者の所属コード・所属名・職員番号・氏名が判別できるよう窓を設ける、または対象者ラベルを添付して発送できるよう対処すること。

ク 総合所見には医療区分、総合判定及び総合判定の指導事項(結果のお知らせコメント)を明記すること。

## (2) 納入

受注者は、受診日から概ね2週間以内に、紙ベースで結果通知書を2部作成(うち1部は封入・封緘)し、発注者へ納入すること。

## 12 結果データの納入

(1) 受注者は、各年度の定期健康診断結果を「定期健康診断等結果データ受渡仕様書」(A-10)のとおり作成し、発注者へ引き渡すこと。引き渡す期日については、発注者と別途協議すること。また受注者は、個人情報に関する特記仕様書を遵守の上、全組合員の特定健康診査項目等に関するデータについて、厚生労働省標準仕様の特定健診・特定保健指導データ「XML形式データ」を作成し記録媒体(CD-R)に格納して、発注者へ引き渡すこと。これに関する詳細については、大阪市職員共済組合と直接協議すること。

(2) X線読影結果は記録に残すこととし、読影簿は発注者が適宜確認を求めた場合、応じること。

(3) 発注者または受診者がX線のデジタル画像の提供を求めた場合、フィルムまたはデジタルデータにより提供すること。

(4) 読影結果につき、ランダム指定した日の結果を履行確認時に求めた場合、応じること。

(5) 健診区分は必ずデータに入力すること。

(6) コードはそのまま(001の00をとらずに)入力すること。